

違法漁業防止寄港国措置協定

(Agreement on Port State Measures : PSMA)

令和4年11月
経済局漁業室

背景

- 地域漁業管理機関(RFMO)の保存管理措置を遵守しない等の違法な漁業、報告されていない漁業及び規制されていない漁業(IUU漁業)が海洋生物資源の持続可能な利用に対する大きな脅威に。
- 2009年、国際連合食糧農業機関(FAO)の枠組みの下で本協定が採択。
2016年6月に発効、2022年11月現在、締約国は73か国・1機関(日本、米国、EU、露、豪、韓国等)

寄港国措置の
有効性の認識
の高まり

主な内容

- 入港拒否: 入港を希望する船舶がIUU漁業等に従事したことの十分な証拠を有する場合(RFMOが作成するIUU船舶の一覧表に掲載されている場合等)、入港を拒否。【第9条】
- 港の使用の拒否: 入港した船舶がIUU漁業等に従事したと信ずるに足る合理的な根拠がある場合、魚類の陸揚げや燃料補給等のために港を使用することを拒否。【第11条】
- 船舶の検査: 協定が定める基準に従い、特に自国の港に入港した船舶が、IUU漁業等に従事したことがあると疑うに足る明白な根拠がある場合、当該船舶を検査。【第12条】



RFMOのIUU船舶の一覧表に
掲載されている船舶

本協定の意義

- 世界の水産資源の持続可能な利用の促進: 本協定はIUU漁業対策の一環として、寄港国による措置に主眼を置く初の多数国間条約。IUU漁業対策の実効性を確保する上で国際社会が連携して寄港国としての措置を実施することが不可欠。
- 責任ある漁業国としての貢献: 我が国は世界有数の漁業国として、RFMO等でIUU漁業対策を推進。この協定をとおり、我が国がIUU漁業対策に引き続き積極的に取り組む姿勢を内外に示すことにより、国際社会に貢献。

我が国による最近の取組例

- ー2016年4月: G7広島外相会合において、IUU漁業の防止に向けた対策等の重要性を強調。
- ー2016年8月: 北太平洋漁業委員会(NPFC)第2回委員会会合において、IUU船舶の一覧表の作成手続等を定めた我が国提案の保存管理措置が採択。
- ー2017年5月: 本協定を締結。
- ー2019年4月: 本協定に基づき、入港を要請することができる港(44港)を指定、公表。
また、非締約国に対し、二国間及び多国間の枠組み等を通じ、随時、加入を働きかけている。

- 漁業秩序の維持: IUU漁業の存在は我が国の水産資源の適切な保存・管理にとり脅威。我が国の漁業秩序の維持のためにも本協定が重要。